

# 大阪府暴力団等排除対策会議設置要綱

## (目的)

第1条 暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止するとともに、これにより府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除するため、大阪府暴力団等排除対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

## (対策会議の組織)

第2条 対策会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は知事をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (所掌事務)

第3条 対策会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 暴力団の排除に関する総合的な施策の検討・実施・調整に関すること。

(2) 暴力団等からの職員への不当な要求や圧力を排除するための全庁統一的対策の検討に関すること。

(3) 公共工事等に対する暴力団の介入を防止するための対策の検討に関すること。

(4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置等及び注意喚起措置等に関すること。

(5) その他対策会議の目的を遂行するために必要と認められる事項に関すること。

## (運営)

第4条 対策会議は、議長が召集し、これを主宰する。議長が不在のときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

## (幹事会)

第5条 対策会議に幹事会を置く。幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会の所掌事務は、第3条第1号から第3号まで及び同第5号とする。

3 幹事会は、政策企画部青少年・地域安全室治安対策課長、総務部法務課長又は総務部契約局総務委託物品課長が召集し、これを主宰する。

## (入札参加除外部会及び地域連絡会)

第6条 対策会議に、入札参加除外部会(以下「部会」という。)及び地域連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 対策会議は部会に第3条第4号に関する事務を委ねることができるものとする。

3 部会及び連絡会の委員及び運営に関する必要な事項は別に定める。

## (会議の庶務)

第7条 対策会議の庶務は政策企画部青少年・地域安全室治安対策課、総務部法務課及び総務部契約局総務委託物品課において行う。

## (会議の非公開)

第8条 会議は非公開とする。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

大阪府建設工事暴力団対策措置要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表 1

知事	事務局長
副知事	事務局長
危機管理	監事
副首都推進局	局長
政策企画部	局長
総務部	局長
総務部契約局	局長
財務部	局長
スマートシティ戦略部	局長
府民文化部	局長
IR推進局	局長
福祉部	局長
健康医療部	局長
商工労働部	局長
環境農林水産部	局長
都市整備部	局長
大阪港湾局	局長
住宅まちづくり部	局長
会計管理	者
議会事務局	局長
教育	局長
監査委員事務局	局長
人事委員会事務局	局長
警察本部	局長
警察本部刑事部	局長

別表 2

副首都推進局	総務担当課	長
政策企画部	政策企画総務課	長
政策企画部	危機管理室防災企画課	長
政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	長
総務部	法務課	長
総務部	庁舎管理課	長
総務部	契約局総務委託物品課	長
財務部	財政課	長
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課	長
府民文化部	府民文化総務課	長
IR推進局	IR推進局企画課	長
福祉部	福祉総務課	長
健康医療部	健康医療総務課	長
商工労働部	商工労働総務課	長
環境農林水産部	環境農林水産総務課	長
環境農林水産部	検査指導課	長
都市整備部	都市整備総務課	長
都市整備部	事業管理室	長
大阪港湾局	企画調整担当課	長
住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課	長
住宅まちづくり部	公共建築室	長
会計局	会計局	長
議会事務局	総務課	長
教育庁	教育総務企画課	長
教育庁	施設財務課	長
監査委員事務局	事務局次	長
人事委員会事務局	事務局次	長
警察本部	会計課	長
警察本部	施設課	長
警察本部	整備課	長
警察本部	捜査第四課	長